

愛知教育大学附属名古屋中学校育友会規約

第1章 名称

第1条 本会は、愛知教育大学附属名古屋中学校育友会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、家庭と学校とが協力して成果を上げ、愛知教育大学附属名古屋中学校（以下、「本校」という。）に在籍する生徒の福祉を増進することを目的とする。

第3章 会員

第3条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者（以下、「保護者」という。）、及び教諭（以下、「教諭」という。）をもって会員とする。

第4章 事業

第4条 本会は、第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 生徒の生活環境の改善、学業の援助に関する事業
- 2 学校の教育方針、行事、教育課程の連絡及び研究に関する事業
- 3 会員相互の教養と親睦を図る事業
- 4 その他、本会の目的達成のために必要な事業

第5章 総会

第5条 総会は、次の事項を決議することができる。

- 1 役員の選任
- 2 事業計画
- 3 事業報告
- 4 予算
- 5 決算の承認
- 6 規約の改正
- 7 その他の本会の運営、管理に必要な事項

第6条 総会は、会長が招集する。

2 定時総会は、毎年度開始後遅滞なく開催する。

3 会長は、必要と認めたとき、及び会員の20名以上の要請があったときは、臨時総会を開催する。

4 総会は、本校で開催する。ただし、本校での開催に支障がある場合を除く。

第7条 総会の目的とする議題は、会長が定める。

2 各会員は、他の会員7名以上と共同することにより、総会の議題を提案することができる。

第8条 会員は、1個の議決権を有する。

2 会員は、他の会員を代理人に指定し、その議決権を行使できる。

3 会員は、書面又はインターネットを介して、その議決権を行使することができる。ただし、会長が総会開催の7日以上前に議題及び議決権行使の方法を会員に通知した場合に限る。

第9条 総会の定足数は、全会員の3分の1とする。前条3項の方法によって行使した議決権の数は、出席会員の議決権の数に算入する。

2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって行う。

第6章 役員

第10条 本会は、下記の役員を置く。

- ① 名誉会長 1名（校長）
- ② 会長 1名（保護者）
- ③ 副会長 3名（保護者2名、副校長）
- ④ 庶務 3名（保護者1名、教諭2名）
- ⑤ 会計 3名（保護者1名、教諭2名）
- ⑥ 会計監査 1名（保護者1名）

第11条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 定時総会における前項の選任は、会長となろうとする者が当該総会に提出した、前条の役員及び各専門委員会の委員長の候補者の一覧を承認する方法による。

第12条 役員の任務は、次のとおりである。

- ① 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合、その職務を代行する。
- ③ 庶務は、本会の庶務をつかさどる。
- ④ 会計は、本会の会計をつかさどる。

⑤ 会計監査は、本会の会計を監査する。

第13条 役員の任期は、各年度の最初の総会の終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が保護者又は教諭の地位を失った場合であっても、後任の役員が選任されるまではその地位を失わない。

第14条 役員会は、役員をもって構成し、総会で決議された事項の執行にあたる。

第15条 役員会は、会長が招集し、総会に付議する事項、及びその他の本会の運営に必要な事項を審議する。

第16条 役員会は、事業計画を作成し、定時総会に提案する。

2 年度の途中に、事業計画の変更が必要となった場合は、役員会で必要な変更をし、次年度の定時総会でその承認を得る。

第7章 委員会

第17条 本会には、専門委員会として、次の委員会を置く。

① 教養委員会

② 福祉厚生委員会

③ 広報委員会

④ 安全委員会

第18条 専門委員会は、次の事業を実施する。

① 教養委員会は、会員相互の教養と親睦を図る事業を実施する。

② 福祉厚生委員会は、生徒の生活環境の改善、学業の援助に関する事業を実施する。

③ 広報委員会は、会員に対する本会の事業の広報に関する事業を実施する。

④ 安全委員会は、防災、防犯等、生徒及び会員の安全を図る事業を実施する。

第19条 各委員会の委員は、学級ごとにそれぞれ2名程度を目安として、当年度の事業の実施に必要な人数を選出する。

第20条 各委員会は、総会で決議された事業計画に基づいて、事業を実施する。

2 各委員会の事業は、各委員の職業及び家庭生活に支障がないよう配慮して実施しなければならない。

第21条 各委員会の会議は、委員長が招集する。

第22条 各委員会には、必要な人数の副委員長を置き、委員長を補佐し、会長に事故がある場合、その職務を代行する。

第23条 会長は、特別の事業を実施する必要があると認めるときは、当該事業の計画を作成し、役員会の承認を得て、特別委員会を組織することができる。

2 前項の特別委員会の委員は、第19条の定めに従って、選出する。

第8章 会費

第24条 会員が負担する会費の額は、総会で定める。

2 会費の納入は、前期・後期に分けて行い、いったん納入された会費は、その理由いかんにかかわらず返還しない。

3 生徒の転入その他の理由により、年度の後半に入会した場合、当該会員の会費納入額は、半額とする。

第25条 特別の事情があるとして役員会で承認された者、及び本校の教諭（生徒の保護者を兼ねる場合を除く。）は、会費を免除する。

第9章 会計

第26条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第27条 当該年度の予算は、役員会がその案を作成し、総会の決議を経る。

2 当該年度の決算は、役員会がこれを行い、総会の承認を得る。

第10章 補則

第28条 本会の事務所は、本校に置く。

2 本会の事務局長は、本校の教頭とする。

第29条 本規約の改正は、総会において、出席者の3分の2以上の承認を得るものとする。

第30条 本規約は、令和2年6月30日から施行する。